

第7号様式（第30条関係）その1

青字の部分を記入してください。

工場 設置 変更 認可申請書

※工事着工予定の60日前までに提出してください→ 令和 〇〇年〇〇月〇〇日

杉並区長宛

住所 杉並区阿佐谷南1-15-1

(株)〇〇〇印刷

氏名 代表取締役 杉並 太郎

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第81条第1項 の規定により認可を受けたい  
第82条第1項

ので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

Table with 4 columns: 既認可番号等, 認可番号・年月日, 第号, 年月日. Rows include: 変更事由 (1業種, 2作業, 3建物, 4施設), 工場名称 (株〇〇〇印刷 杉並製本工場), 工場所在地 (杉並区〇〇〇2丁目3番(111番地)), 地域等 (用途地域: 商業地域, 水域: 公共下水処理区域), 業種① (出版・印刷・同関連産業), 作業の種類② (製本), 主要生産品目 (装丁本), 資本金 (40,000,000円), 作業時間 (8時30分から17時30分まで), 自動車の出入口が接する道路の幅員 (15m), 工事着工予定 (令和〇〇年〇〇月〇〇日), 従業員数 (50人), 公害防止担当部課 (総務部総務課 環境守), 連絡先 (株〇〇〇印刷 工務部 工務課 対策 一郎), ※受付欄 (※手数料)

- 備考 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
3 △印の欄には、申請書に添付する各別紙に―連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
4 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
5 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
6 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
7 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあつては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その2

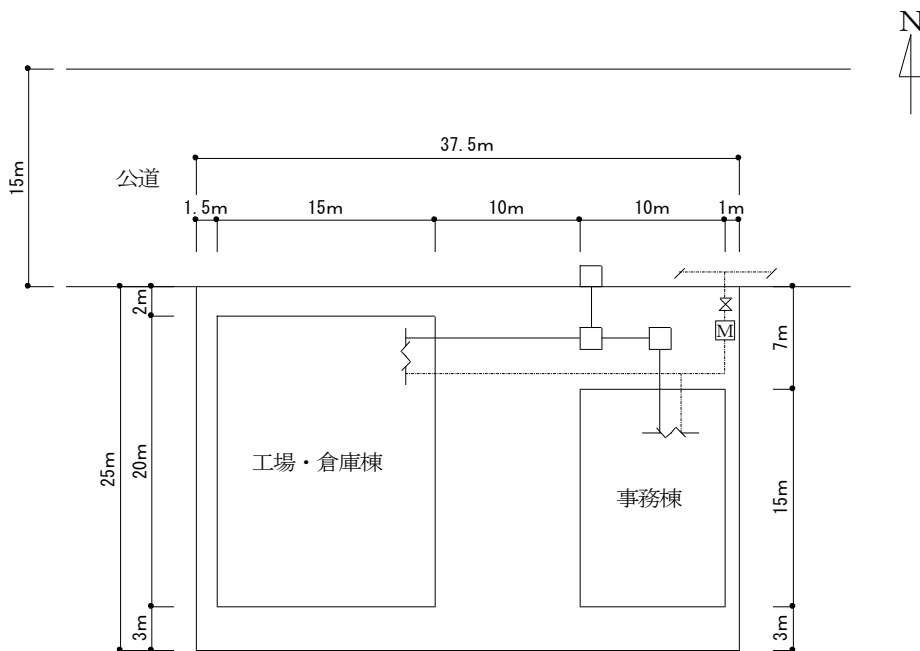
青字の部分を記入してください。

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後 (設置)	937.5 m <sup>2</sup>	2 変更前	m <sup>2</sup>
	建物の配置等	△別紙 (1 その1) のとおり ※他に適当な図面があればそれを添付			
	建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙 (1 その2) のとおり			
	周囲の状況	△別紙 ( ) のとおり ※決められた様式はありません 住宅地図の写し等を添付			
施設の状況	機械・設備等の施設	△別紙 (1 その3) のとおり			
	構造・配置・使用方法	△別紙 (1 その1) のとおり 決められた様式はありませんが、 見本を参照してください。			
動力用電力の合計 (kW)	その他の電力の合計 (kW)	総燃料油使用量 (ℓ/日)	総用水量 (m <sup>3</sup> /日)	取水方法	総排水量 (m <sup>3</sup> /日)
1 20.75 ※設置又は変更後	1.55	なし	なし	なし	なし
2 ※変更認可申請の場合、 変更前の数値を記載					
工場で取り扱う有害ガス又は有害物質	トルエン、キシレン ※別紙2～5を参照し、これらを使用又は発生させる場合には、その物質を記入すること。また、これらを使用又は発生させない場合は「なし」と明記すること。				
作業の工程	材料(紙)の搬入 →加工(紙折り機) →糊付け(糊付け機無線綴じ機) →断裁(断裁機) →梱包(梱包機) →完成製品の出荷				
	屋外の作業	なし			
公害防止措置の概要 (一時的作業に伴う措置を含む。)	○排気ダクトに活性炭脱臭機を設置し、排ガスを適切に処理する。 ○空気圧縮機は低騒音型を使用し、騒音の低減を図る。 ○作業中は開口部を閉鎖する(エアコン設置)。				

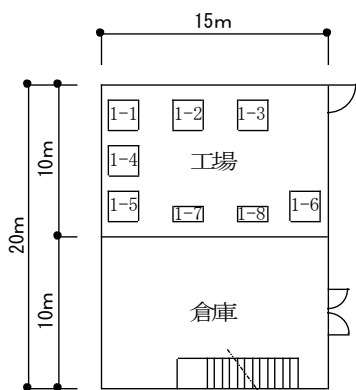
- 備考 1 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
- 2 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
- 3 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
- 4 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
- 5 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
- 6 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場に取り扱っているものを記入すること。

別紙1 その1

敷地内建物の配置及び給排水系統図 ※立面図も必ず添付してください。



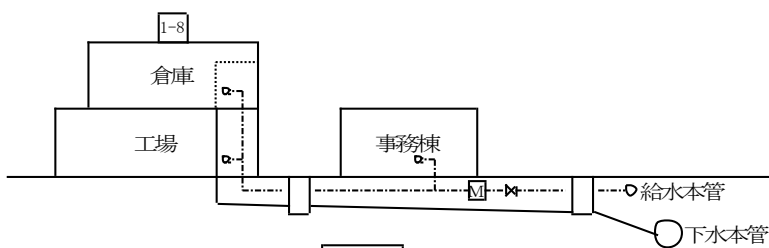
配置図



工場・倉庫棟1F平面図



工場・倉庫棟2F平面図



系統図

- 備考 1 配置図には、建物の用途を記入すること。  
2 給排水系統については、給水（青）及び排水（赤）の色分けをすること。  
3 適当な図面があれば、それによることできる。

青字の部分を記入してください。

別紙1 その2

建物の棟別用途・構造・面積等							
棟別 番号	新既 の別	用 途	階 数	構 造	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	作業場面積 (㎡)
1	新	工場・倉庫	2階	S. R. C	316.14㎡	566.14㎡	148.72㎡
2	新	事務棟	1階	S. R. C	150.35㎡	150.35㎡	0㎡
※「棟別番号」は別紙1その1の図面と一致させてください。 「新既の別」欄には新又は既と記載して下さい							
合 計					466.49㎡	716.49㎡	148.72㎡

別紙1 その3

青字の部分を記入してください。

機械・設備等の施設									
工場における施設番号	新既の別	種類	公称能力	台数	動力用電力 (kW) (原動機)		その他の電力 (kW) (原動機以外)		
1-1	新	紙折り機		1	2	00			
1-2	新	無線綴じ機		1	3	25			
1-3	新	糊付け機		1	0	50			
1-4	新	裁断機		1	3	00			
1-5	新	梱包機		1			0	05	
1-6	新	空気圧縮機		1	11	00			
1-7	新	活性炭脱臭機 (送風機)		1	1	00			
1-8	新	空調設備 (E7-コンデション)		1			1	50	
カタログ又はカタログの写しを添付してください。 また、電気を使用しない汚水の発生施設等(メッキ槽など、別紙に記載が必要な施設)についても記載してください。					動力用電力欄にはモーターの付いている機械設備を記載します(単相・三相 共)。 モーターが2台設置されている時は「×2」と記載してください。				
合 計				8	20	75	1	55	

別紙6

青字の部分を記入してください。

## 騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		1-1	1-2	1-3	1-4
種類・名称・型式		紙折り機	無線綴じ機	糊付け機	裁断機
公称能力		2.00kW	3.25kW	0.50kW	3.00kW
数		1	1	1	1
使用開始(予定)年月日		R 00.00.00	R 00.00.00	R 00.00.00	R 00.00.00
使用状況	1日の使用時間・ 1月使用日数	9時～17時 20日/月	9時～17時 20日/月	9時～17時 20日/月	9時～17時 20日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
騒音又は振動の防止の方法		騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21  振動防止として 基礎コンクリート ㊦150	騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21  振動防止として 基礎コンクリート ㊦150	騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21  振動防止として 基礎コンクリート ㊦150	騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21  振動防止として 基礎コンクリート ㊦150
事業用自動車	種類	CNG ワゴン	メタノール トラック	電動 フォーク リフト	
	用途	営業用	荷物搬入用	荷物 積み下し用	
	積載量	2,000kg	2,000kg	2,000kg	
	台数	12	5	1	
	1時間当たりの出入回数	4	—	—	
	1日当たりの出入回数	36	10	—	

- 備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。  
2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音壁等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

騒音又は振動発生施設の構造等

工場における施設番号		1-5	1-6	1-7	1-8
種類・名称・型式		梱包機	空気圧縮機	活性炭脱臭機 (送風機)	空調設備(エアコンデイツナ)
公称能力		0.05kW	11.00kW	1.00kW	1.50kW
数		1	1	1	1
使用開始(予定)年月日		R 00.00.00	R 00.00.00	R 00.00.00	R 00.00.00
使用状況	1日の使用時間・ 1月使用日数	9時~17時 20日/月	9時~17時 20日/月	9時~17時 20日/月	9時~17時 20日/月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
騒音又は振動の防止の方法		騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21	騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21  振動防止として 防振ゴム㊦10 を使用	騒音防止として 壁:ALC㊦100 床:スラブ㊦250 天井:吸音用孔 あき石こうボード㊦21  振動防止として 防振ダンパー を使用	天上埋め込み型  室外機は低騒音 タイプを採用 吹き出し口が 隣地に向かない ようにする
事業用自動車	種類				
	用途				
	積載量				
	台数				
	1時間当たりの出入回数				
	1日当たりの出入回数				

- 備考 1 「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。  
 2 「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音壁等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。